

木造住宅耐震改修等事業（改修 / 除却）

事業概要

耐震性能の低い建物は、地震発生時に倒壊し、大切な生命と財産を奪うおそれがあるため、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅に対し、『耐震改修』にかかる費用の一部を助成します。



地震での『倒壊』

から

地震への『備え』

へ

まずは耐震診断



熊本地震で倒壊した住宅 （一財）消防防災科学センター 提供

耐震改修の事例



壁の補強



屋根の軽量化

診断のみを考えている方向け

→耐震診断アドバイザー派遣制度

福岡県が実施する講習会を受講した、建築士が訪問して、診断します。一般診断（費用6000円）を活用ください。

【お問合せ】

福岡県建築住宅センター
生涯あんしん住宅 092-582-8061

工事会社もあわせて探す方向け

→福岡県住宅リフォーム協会

診断から工事までサポートします。

【お問合せ】

福岡県住宅リフォーム協会事務局
フリーダイヤル 0120-782-783
つながらないとき 092-621-7038

地震に対して、不安を除きましょう！

補助金の活用には、予算に限りがあるため、事前にご相談をお願いします。

【お問い合わせ】

都市建設部 住宅政策課
電話番号：0942-30-9241

□補助対象住宅

次の要件を全て満たす建物

- ・昭和56年5月31日以前に建築したもの
- ・2階建て以下の木造一戸建て住宅（併用住宅を含む）
- ・耐震診断（※1）の結果、上部構造評点 ≥ 1.0 未満（倒壊する可能性がある）のもの

（※1）建築士が「木造住宅の耐震診断と補強方法（日本建築防災協会）」の一般診断法による調査を実施

□補助対象者

次の要件を全て満たす者

- ・補助対象住宅の所有者又は相続人
- ・久留米市の市税の滞納がない者
- ・交付決定前に、耐震改修等の契約や工事着手を行っていない者
- ・市内事業者と耐震改修等の契約を予定している者

耐震改修+省エネ改修で
より住みやすい家に！

□耐震改修

建物全体または1階部分を
1.0以上（一応倒壊しない）となるよう耐震改修するもの

【補助金額】

次の①～③のうち最も低い金額

- ①対象工事見積額（※2）の50%
- ②国が定める単価（※3）に延床面積を乗じた額の50%
- ③500,000円（交付上限額）

（※2）

- ・耐震壁の増設又は補強・金物等による補強
- ・基礎の補強・屋根等の軽量化
- ・その他耐震補強に伴う内外装工事

（※3）

- ・令和5年度は34,100円/㎡

□付帯工事（令和5年度より加算）

耐震改修工事とあわせて行う省エネ工事
（一部の耐震改修工事では、**省エネ工事**
が必須です。）

【補助金額】

次の①～②のうち最も低い金額

- ①対象工事見積額（※4）の25%
- ②150,000円（交付上限額）

（※4）

- ・開口部や躯体の断熱性能の向上
- ・LED照明の設置
- ・節水型トイレの設置
- ・高断熱浴槽の設置
- ・高効率給湯器等の設置

□補助申請の流れ

【流れ】

